2. 水 質

(1) 水質汚濁とは

我々人類を含め、生物すべての生存を支えるものとして水は非常に重要です。このかけが えのない水がさまざまな原因により汚れ、生物などに悪影響を及ぼすような状態になること を水質汚濁といいます。

水の汚れには、「有機汚濁」「有害物質」「富栄養化」「濁り」の4つの影響があり、それぞれ原因となるさまざまな汚濁物質が存在します。

これらの物質については、環境基本法で、水質汚濁に関して『人の健康の保護に関する環境基準』(健康項目) と『生活環境の保全に関する環境基準』(生活環境項目) が定められています。健康項目は川・海域などの全ての公共用水域に一律に基準が定められており、生活環境項目については水域ごとに利水目的に応じて類型を定め、類型ごとの基準値を設定しています。

(2) 水質汚濁防止対策

公共用水域(河川)につきましては、町内5地点において「公共用水域の水質の測定に関する計画」に基づき、水質調査を実施しております。また、「北島町公害防止条例」及び「公害防止協定」に基づき、工場排水の調査も実施しております。

近年、公共用水域及び工場排水ともに基準を超える数値は検出されていません。

(3) 生活排水について

水質汚濁の原因は、さまざまな活動により河川等に流出する排水が原因です。

これまでは、工場や事業所などからの産業排水が主な原因となっていました。しかし、近年では、我々が普段家庭から排出している生活排水が水質汚濁の約7割を占めていると考えられています。

きれいな水を守るため、できることから取り組んでみましょう。

家庭からの生活排水のうち、トイレからのし尿排水はすべて浄化槽等により処理されておりますが、台所や風呂からの生活雑排水については、処理されずに放流されていることが多く、水質汚濁の原因になっています。

●みんなで取り組もう!

- ・目の細かい三角コーナーなどで調理くずや残飯は回収しましょう。
- ・調理器具や食器の汚れは古新聞などで拭き取ってから洗いましょう。油の多い料理では 汚れが 9 割程度取れます。
- ・食用油は、なるべく使い切り、どうしても捨てるときは紙などに吸い込ませて捨てましょう。
- ・洗剤などは、使用量を守り正しく使いましょう。
- ・米のとぎ汁は庭木などに散水しましょう。肥料としても有効です。
- ・浄化槽には、定期的な点検と清掃が必要です。専門業者に委託し、適正な管理をしましょう。

2-1. 水質汚濁に係る環境基準について

① 環境基準の類型指定

<i>H</i> :			示	年	月	日	昭和	和4	6年	= 6	月	3 日									
告			小	番		号	官	報		号	外第	6 8	号								
指		定	左	F	月	日	昭和	和4	6年	= 5	月	2 5	日	F	閣議沒	央定	?				
水	域	の名	称	旧言	吉野川	上流	旧	吉里	野川	下	流	今	切	Ш	上	流	今	切	Щ	下	流
範			囲			分派点堰まで	潮.	止堰	ほよ	り下	流		り鯛		合流 朝止:		鯛河下河	浜潮	止	堰よ	; b
水	域	· 類	型	河	Ш	A	河		Ш		В	河		Ш		С	河		Ш		D
達	成	期	間	直	ちに	達成	直	ち	に	達	成	直	ち	に	達,	成	逌	ち	に	達	成
基	準	測定	点	市	場	橋	大		津		橋	鯛	浜坮	匽 上	流	側	加	賀	須	野	橋
達施	成の)ため	の策		. 下才	×規制の ×道整備 と用水の	の促	進													

② 生活環境の保全に関する環境基準

河 川

T

項			基	準	値		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当 水域
AA	水道1級 自然環境 保全およ びA以下 の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/0 以下	25mg/0 以下	7.5mg/0 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の⑵により指定する水域
A	水道2級 水産1級 水 および およ下の欄 に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/ll 以下	25mg/@ 以下	7.5mg/0 以上	1000MPN/ 100m0以下	り水域類型ごとに

В	水道3級 水産2級 およびC 以下の欄 に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/@ 以下	5mg/l 以上	5000MPN/ 100ml以下	第 1 の
С	水産3級 工業用水 1級およ びD以下 の欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/@ 以下	5mg/l 以上		第1の2の⑵により水域類型ごとに指定する水域
D	工業用水 2 機 機 水 およびE の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/0 以下	2mg/ll 以上		空ごとに指定する水域
Е	工業用水 3 級 環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/0 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/0 以上		
測定方法		規格 1 2. 1 に定める 方法	規格21に定める方法	水質汚濁に 係るに で て の 和 4 6年12 7 5 7 5 9 5 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	規格32に 定める方法	最確数による定量法	

(注)1. 自然環境保全: 自然深勝等の環境保全

2. 水 道 1級: ろ過等による簡易な浄化操作を行うもの

" 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの

ッ 3級: 前処理などを伴う高度の浄化操作を行うもの

3. 水 産 1級: ヤマメ,イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級

および水産3級の水産生物用

ッ 2級: サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水

産3級の水産生物用

υ 3級: コイ,フナ等,β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1級: 沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

ッ 2級: 薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの

ッ 3級: 特殊の浄化操作を行うもの

5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生

じない限度

1

項目	▼ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		準	値	
類型			亜	鉛	
生物A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物	0.03mg/Q以下			
<u></u>	及びこれらの餌生物が生息する地域	0. Oomg/ & DA 1			
	生物Aの水域のうち,生物Aの欄に掲げる水生生	0.03mg/Q以下			
生物特A	物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として				
	特に保全が必要な水域				
生物B	コイ,フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ	0.02/01/15		1 	
土物D	れらの餌生物が生息する地域	0.03mg/Q以下			
	生物Bの水域のうち,生物Bの欄に掲げる水生生				
生物特B	物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として 0.03mg/9 特に保全が必要な水域		3mg/Q以	以下	

③ 人の健康の保護に関する環境基準

項目名	基 準 値	測 定 方 法
		日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55.2,
カドミウム	0.003 mg/Q以下	55.3 若しくは55.4 に定める方法又は付表1に掲げ
		る方法
全シアン	検出されないこ	規格 38.1.2及び 38.2に定める方法又は規格 38.1.2
主ノノン	ح	及び38.3に定める方法
 鉛	0.01 mg/Q以下	規格 54.2, 54.3 若しくは 54.4 に定める方法又は付
	0.01 mg/ & DX	表1に掲げる方法
六価クロム	0.05 mg/0以下	規格 65.2 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
砒素	0.01 mg/0以下	規格 61.2 に定める方法又は付表 2 に掲げる方法
総水銀	0.0005 mg/U以下	付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこ	付表 4 に掲げる方法
	٤	
РСВ	検出されないこ	付表 5 に掲げる方法
	と	

ジクロロメタン	0.02 mg/Q以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/Q以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2- ジクロロエタン	0.004 mg/Q以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1- ジクロロエタン	0.1 mg/Q以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 又は 5.3.2 に定める方法
シスー1,2ー ジクロロエタン	0.04 mg/Q以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1- トリクロロエタン	1 mg/0以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2- トリクロロエタン	0.006 mg/0以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロ エチレン	0.03 mg/Q以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロ エチレン	0.01 mg/Q以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3 ジクロロプロペン	0.002 mg/0以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/Q以下	付表6に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/Q以下	付表7の第1は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/Q以下	付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/Q以下	日本工業規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/Q以下	規格 67.2 に定める方法又は付表 2 に掲げる方法
全シアン	10mg/0以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1, 43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては, 規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/Q以下	規格 34.1 に定める方法又は付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/0以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表 7 に 掲げる方法
1,4ージオキサン	0.05mg/Q以下	付表 2 に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とす

る。

- 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1, 43.2.3 又は 43.2.5 により測定 された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された 亜硝酸イオンの濃度の換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

④ I 要監視項目

	項目名	指針値		項目名	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/Q以下	14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/Q以下
2	トランスー1,2ー ジクロロエチレン	0.04mg/Q以下	15	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/l以下
3	1,2-ジクロロ プロパン	0.06mg/Q以下	16	クロルニトロ フェン(CNP)	
4	pージクロロ ベンゼン	0.2mg/Q以下	17	トルエン	0.6mg/Q以下
5	イソキサチオン	0.008mg/Q以下	18	キシレン	0.4mg/Q以下
6	ダイアジノン	0.005mg/l以下	19	フェル酸 ジエチルヘキシル	0.06mg/Q以下
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/l以下	20	ニッケル	
8	イソプロチオラン	0.04mg/Q以下	21	モリブデン	0.07mg/Q以下
9	オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/Q以下	22	アンチモン	0.02mg/Q以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/Q以下	23	塩化ビニルモノマー	0.02mg/Q以下
11	プロピザミド	0.008mg/l以下	24	エピクロロ ヒドリン	0.004mg/ℓ以下
12	E P N	0.006mg/l以下	25	全マンガン	0.2mg/Q以下
13	ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/l以下	26	ウラン	0.002mg/0以下

Ⅱ 水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値
		生物A	0.7mg/Q以下
	治されています。	生物特A	0.006mg/Q以下
h 1	河川及び湖沼 	生物B	3mg/Q以下
クロロホルム		生物特B	3mg/Q以下
	海坛	生物A	0.8mg/Q以下
	海域 	生物特A	0.8mg/Q以下
		生物A	0.05mg/Q以下
	河川及び湖沼	生物特A	0.01mg/Q以下
フェノール		生物B	0.08mg/Q以下
		生物特B	0.01mg/Q以下
	海域	生物A	2mg/Q以下
	(世)以	生物特A	0.2mg/Q以下
		生物A	
	 河川及び湖沼	生物特A	1/01/15
ホルムアルデヒド	例川及い例名	生物B	1mg/Q以下
W/VA//V/ C		生物特B	
	海域	生物A	0.3mg/Q以下
	(西-)	生物特A	0.03mg/ℓ以下

[※] 類型については、2-1. ①環境基準の類型指定を参照

排水基準を定める総理府令(有害物質)

有害物質の種類	排 水 基 準 (mg/Q)
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.1
シアン化合物	シアンとして 1
有機燐化合物(パラチオン,メチルパラチオ	-
ン,メチルジメトン及び EPN に限る)	1
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5
砒素及びその化合物	砒素として 0.1
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと (0.0005)
Р С В	0.003
トリクロロエチレン	0. 3
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0. 2
四塩化炭素	0.02
1・2-ジクロロエタン	0.04
1・1-ジクロロエチレン	1
シスー1・2ージクロロエチレン	0. 4
1・1・1ートリクロロエタン	3
1・1・2-ジクロロエタン	0.06
1・3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルプ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外 10
14 ノボ及していし口物	海 域 230
ふっ素及びこの化合物	海域以外 8
	海 域 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸	アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸窒素+
化合物,硝酸化合物	硝酸性窒素として 100

排水基準を定める総理府令(その他の項目)

項目	許 可 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの
	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (mg/Q)	160 (日間平均 120)
浮遊物質量 (mg/l)	200 (日間平均 150)
ノルマンヘキサン抽出物質含有量	5
(鉱油類含有量) (mg/Q)	0
ノルマンヘキサン抽出物質含有量	30
(動植物油脂類含有量) (mg/Q)	
フェノール類含有量 (mg/l)	5
銅含有量 (mg/l)	3
亜鉛含有量 (mg/Q)	2
溶解性鉄含有量 (mg/Q)	10
溶解性マンガン含有量 (mg/ℓ)	10
クロム含有量 (mg/Q)	2
大腸菌群数 (個/㎝)	日間平均 3,000
窒素含有量 (mg/Q)	120 (日間平均 60)
窒素含有量 (mg/Q)	16 (日間平均 8)

備考

- 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排出基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する 硫化鉄鋼を採掘する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用し ない。
- 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5. 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたら すおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出 される排出水に限って適用する。

7.	燐含有量についての排出基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすお それが湖沼として環境庁長が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出水に限って 適用する。	

2-2. 公共用水域測定箇所図

